

公共施設等運営権の設定について

津山市は、ガラスハウス利活用事業に関して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第19条第1項の規定に基づき、令和4年5月2日、株式会社Globe 代表取締役 関元崇志 に公共施設等運営権を設定したので、同条第3項の規定により下記とおり公表します。

記

公共施設等の名称	ガラスハウスを活用した施設
公共施設等の立地	津山市大田472番地の一部、495番地4の一部、498番地の一部、498番地2の一部、509番地3の一部、510番地2の一部、511番地7の一部、511番地21の一部、512番地の一部、512番地2の一部、518番地の一部、518番地2の一部
公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容	(1) 統括管理業務 (2) 開業準備業務 (3) 運營業務
公共施設等運営権の存続期間	令和4年5月2日から令和14年3月31日まで